

交通局旅行センターにおける業務の見直し等について

交通局旅行センターは、小倉北区役所内に事務所を置き、JR乗車券や航空券の発券、旅行会社パック商品の販売等の旅行手配業務（以下「旅行手配業務」という。）、一般貸切バスの企画・受注業務及び市営バスツアーの企画・催行業務などを取り扱っている。

平成30年度末をもってJR乗車券の発券ができなくなるなどに伴い、次のおり旅行センターの業務の見直しなどを行う。

1. 旅行手配業務及び旅行センターの廃止

(1) 概 要

旅行手配業務については、販売手数料率の低下に伴い業務収支が低迷している。

これに加え、JR西日本からの契約解除通知により、平成30年度末をもってJR乗車券の発券ができなくなり、これまでどおり旅行手配業務を継続していくことは困難なため、旅行センターにおける旅行手配業務の取り扱いを廃止する。併せて、小倉北区役所内に置く旅行センターを廃止する。

(2) 実施時期

平成31年3月31日

2. 旅行センター廃止後の一般貸切バスの企画・受注業務等

(1) 概 要

旅行センターの廃止後の一般貸切バスの企画・受注及び市営バスツアーの企画・催行業務は、交通局庁舎（若松区東小石町3-1）内で引き続き行う。

(2) 実施時期

平成31年4月1日